

【全年次】

## 自分の働いている職場は“ブラックバイト”かも!?

千葉地方裁判所で「ブラックバイト民事訴訟」が行われています。

訴えられたのは、鍋料理を扱う大手飲食店チェーンのフランチャイズ運営会社です。

そこでアルバイトをしていた男子大学生の A さんが、未払い賃金や店長の暴行、暴言への慰謝料など計約 800 万円の支払いを求め、裁判を起こしたのです。

最近では、法律やルールをしっかりと守る「企業コンプライアンス」が重視される状況にもかかわらず、異常な労働環境で働いていた A さんの勤務実態を紹介します。

ブラックバイトユニオンのサイトや各メディアの報道によると男子大学生 A さんは次のような経緯で裁判となりました。

A さんは大学 1 年だった平成 26 年 4 月、千葉県内の店舗でアルバイトを始めました。当初は週 4 日、1 日 5 時間程度の勤務でしたが、12 月ごろから勤務が増え始め、平成 27 年 4 月～8 月までは休み無しに 4 カ月連続勤務が発生しました。この間、午前 0 時の閉店後の片付けも任されるようになり、平均で昼 12 時過ぎから翌午前 1 時過ぎまで 1 日約 12 時間働いていたそうです。

③「辞めたい」と訴えたところ、当時の女性店長に「懲戒解雇にする。そうになったら就職できない」「店が潰れたら 4000 万円の損害賠償を請求する」などと脅されたり、飲み放題客が制限時間内に帰らなかった時は、「新しい客の注文を取れなかった損害」として、複数回にわたって合計で約 23 万円を自己負担させられたりしました。

この女性店長は A さんに数々の暴言を吐き、暴行もしていたと報じられています。精神的・肉体的なダメージを受け、A さんは大学にも通えなくなって、平成 27 年度前期の全ての単位を落としてしまいました。

このような過酷な勤務実態は A さんが「ブラックバイトユニオン」に相談して明らかになりました。「ブラックバイトユニオン」はすぐに運営会社に団体交渉などを申し入れ、話し合いましたが、誠意ある回答がなかったため裁判となったのです。

運営会社側の代理人は法廷で、未払い賃金の一部を支払うとしながら、女性店長のパワハラや暴力行為を否定し、「A さんは勝手に店に来て、自発的に働いていた」と主張しました。

## 仕事の多くをアルバイトに任せて利益を上げる会社

正社員の仕事であるはずの「シフト編成」などの管理的業務や違法な「サービス残業」を時給制のアルバイトにやらせていることも大きな問題です。

賃金に見合わない大きな責任を持たせ、辞めようとする  
と「無責任だ！賠償だ！」と責め立てるのは、辞められる  
と仕事が回らなくなり、新たに人を採用するのに手間とコ  
ストがかかるからです。「代わりのアルバイトを見つける」

のも「空いたシフトを埋める」のも店長や正社員の仕事であり、学生アルバイトの仕事ではありません。

法律的には、本人が辞めたいと言えば問題なく辞められますが、辞めさせてもらえない  
となると、パワハラどころか「強制労働」と言えます。さらに今回のケースでは店長の発  
した「損害賠償」や「懲戒解雇」は、通常ではありえない発言です。

本来、労働契約を結ぶとき、賃金や労働時間について書面を交わさなければなりません。  
ところが近年、書面に書いてある条件を無視して、長時間働かせる会社が増えています。  
その結果、学生アルバイトが「定期試験を受けられない」、「就職活動ができない」と相談  
してくるケースが相次いでいます。また、「労働条件に関する書面そのものを交わしてい  
ない」というケースや「有給休暇が無かった」というケースも本校定時制生徒のアルバイ  
ト先で実際に発生しています。

### 「何かおかしい」と感じたら、すぐに相談を！

「やめさせてもらえない」「有給がとれない」「サービス残業を強要される」など、困っ  
たことがあれば、まずは学校や保護者の方に相談をしましょう。また、何らかの事情で相  
談できない場合には外部機関でも対応可能です。

#### 《 学校以外の主な相談先 》

厚生労働省神奈川労働局「川崎北労働基準監督署」(管轄：中原、宮前、高津、多摩、麻生)

電話：044-382-3190 (監督・労働条件関係担当部署直通) 時間：平日 8:30～17:15

厚生労働省委託事業「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省の休日・時間外対応)

電話：0120-811-610 時間：月・火・木・金 17時～22時、土日 10時～17時

NPO 法人「ブラックバイトユニオン」

電話：03-6804-7245 (相談無料・秘密厳守) 時間：毎日 10時～22時

出典：毎日新聞経済プレミア(2016年10月12日)「自腹・超勤・休みなし」ここまで来たブラックバイト

藤田孝典(NPO法人ほっとプラス代表理事) 寄稿記事 より一部引用

イラスト：asahi.com より引用

「ふりがな」つきは裏面へ